

令和 6 年度 指定障害者福祉サービス 事業者等に対する集団指導 (安全衛生講習)

令和 6 年 1 1 月 1 4 日 (木)

愛媛労働局労働基準局健康安全課

課長補佐 西本 直樹

目次

- **全国の労働災害防止計画とは／安全衛生を取り巻く現状及び愛媛局労働局の労働災害発生状況等**
- **第14次労働災害防止計画の概要**
 - 1 **自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**
 - 2 **労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**
 - 3 **高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
（エイジフレンドリーガイドライン及び補助金）**
 - 4 **労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます**

全国の労働災害防止計画／安全衛生を取り巻く現状①

労働災害防止計画とは

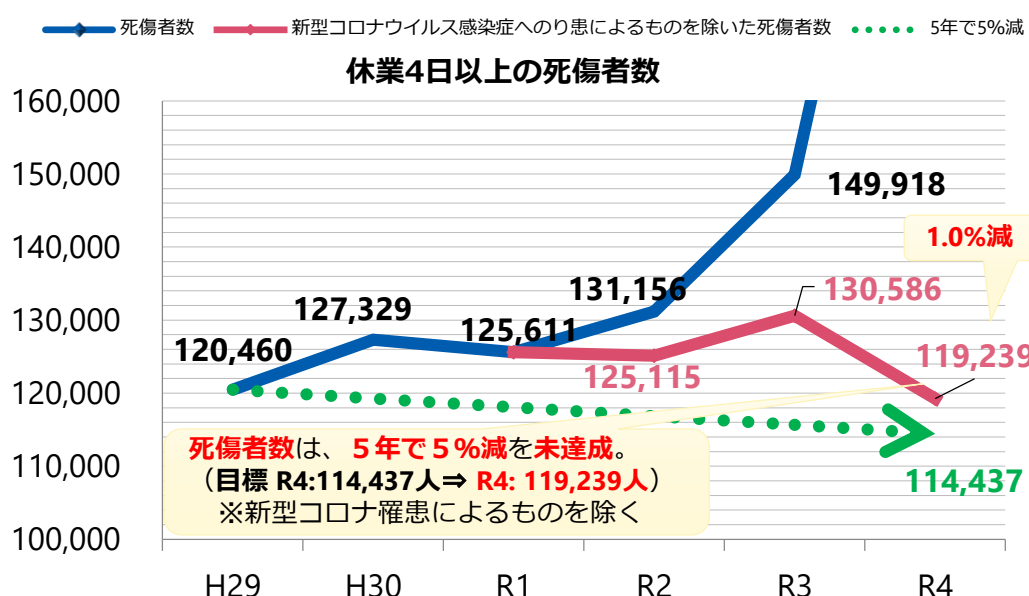
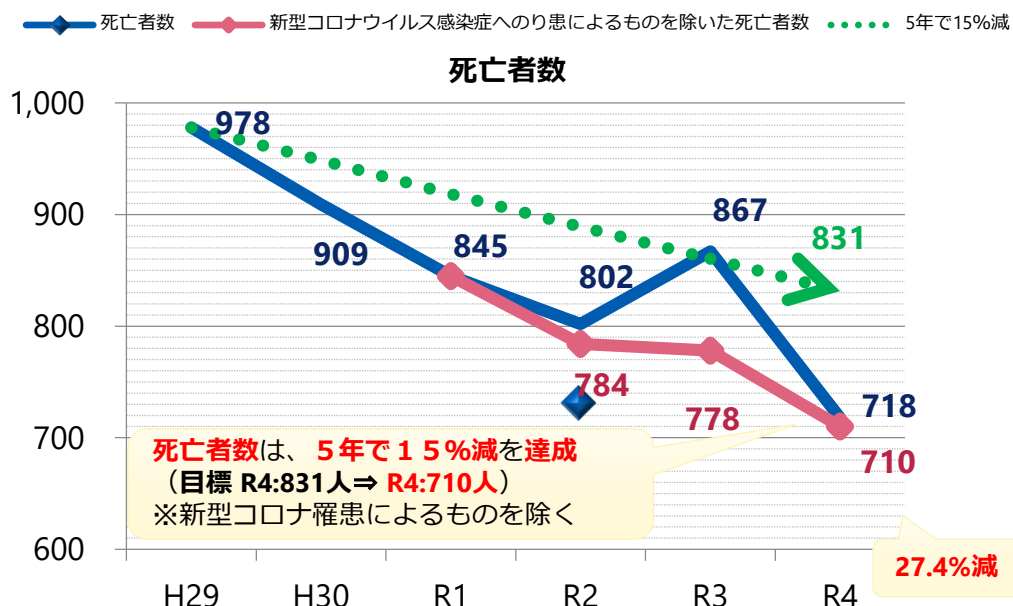
- 労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

【参照条文（労働安全衛生法）（抄）】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

1. 第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況

- 第13次労働災害防止計画では、**死亡者数の減少を図ることができた**。
- 中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組が必ずしも進んでおらず**、また、**60歳以上の労働者の割合が増加**した影響により、**死傷者数が増加した**。また、**中高年齢の女性を始めとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(37%)**を占める。



転倒防止対策や高年齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要

全国の安全衛生を取り巻く現状②

2. 職場における労働者の健康状態等

(職場における傷病等を抱える労働者の現状)

- 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所は約4割。
 - ▷ 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。

(労働者の心身の健康状態)

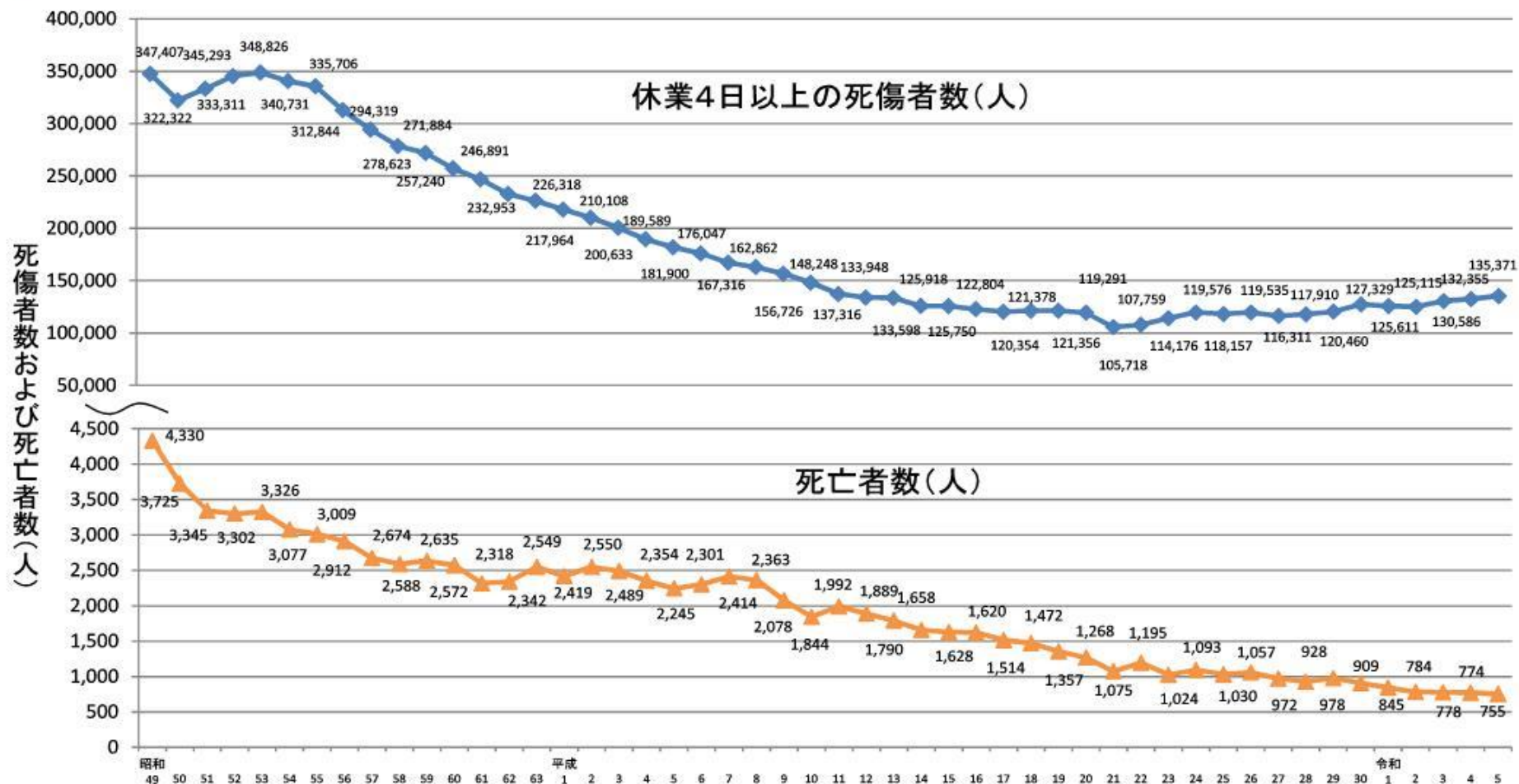
- 仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は、約5割。
- 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は、低調。

3. 化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- 化学物質（有害物）を起因物とする労働災害が年間約400件発生。
- 上記約400件の8割を占めるのは、特化則等の個別規制の対象外となっている物質による。
よって、**事業場における自律的管理の定着が必要不可欠**。
- 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

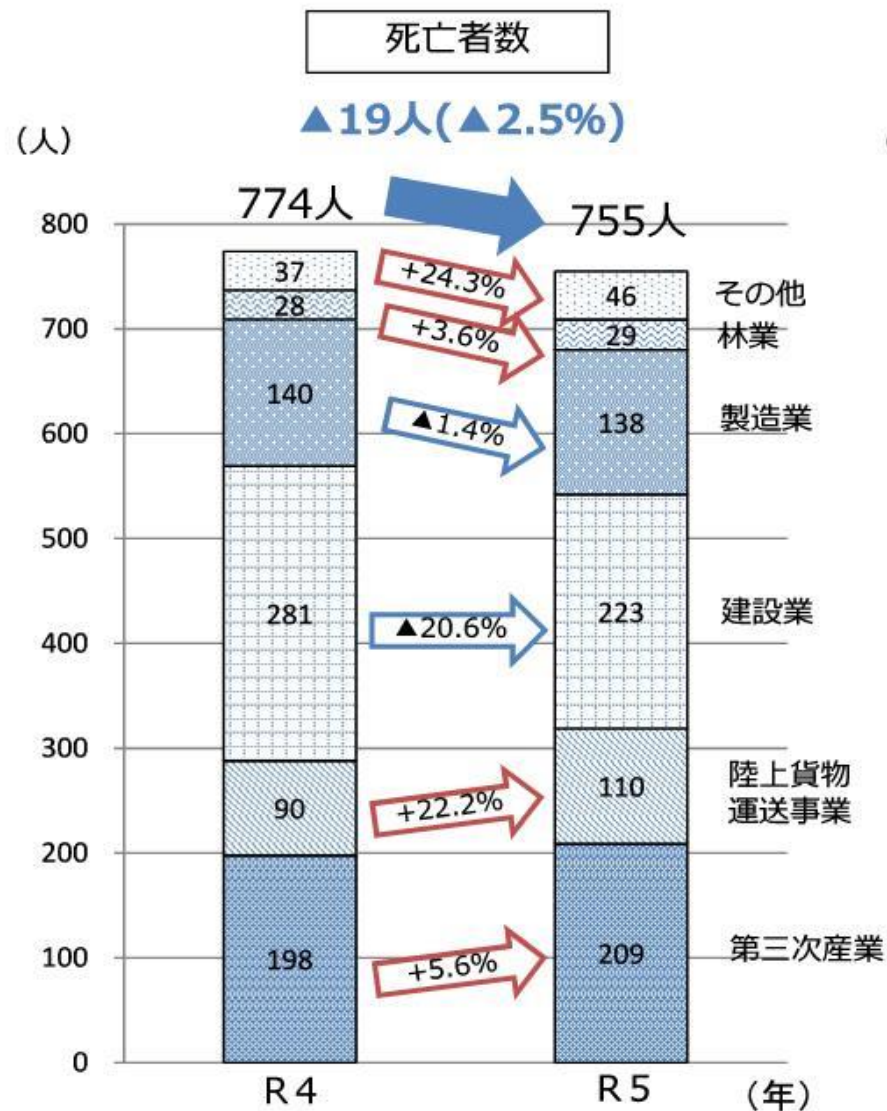
- ・ 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



出典：死亡災害報告

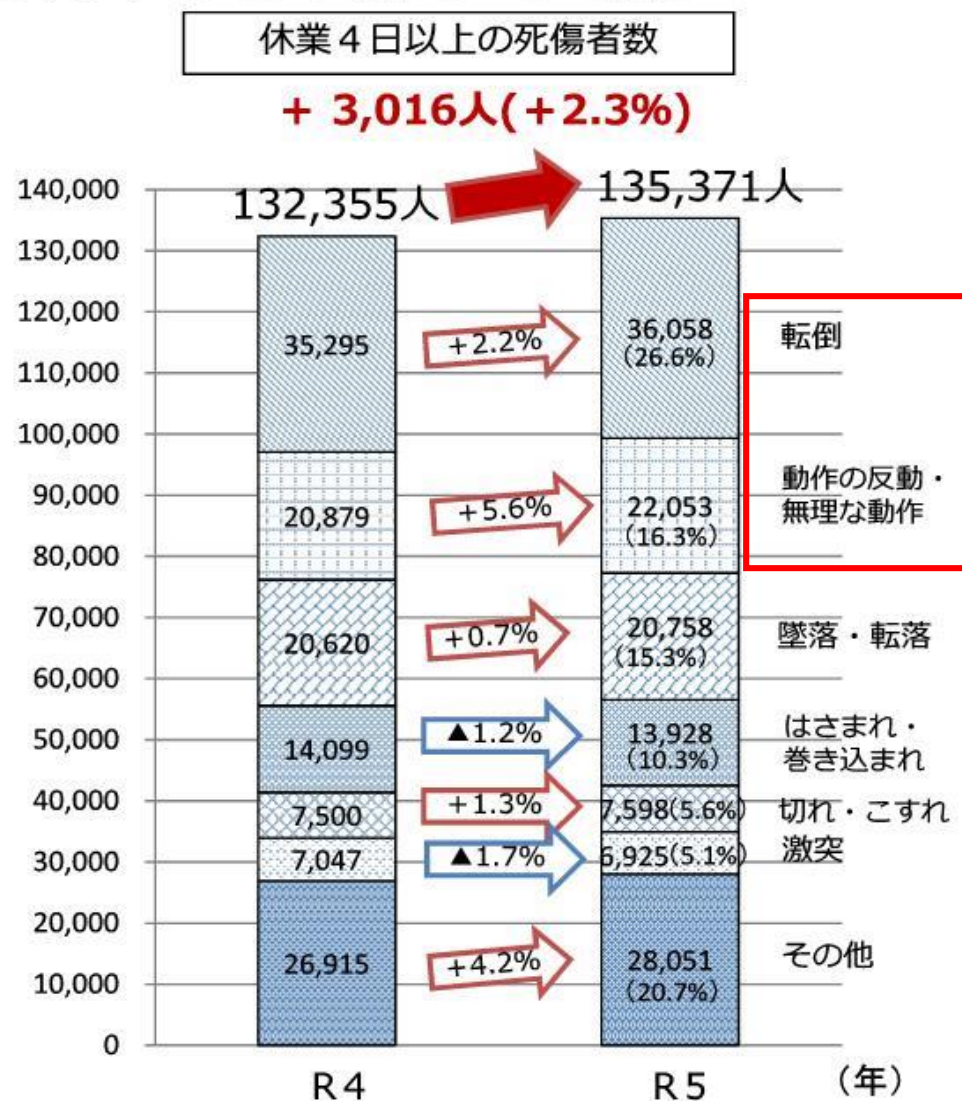
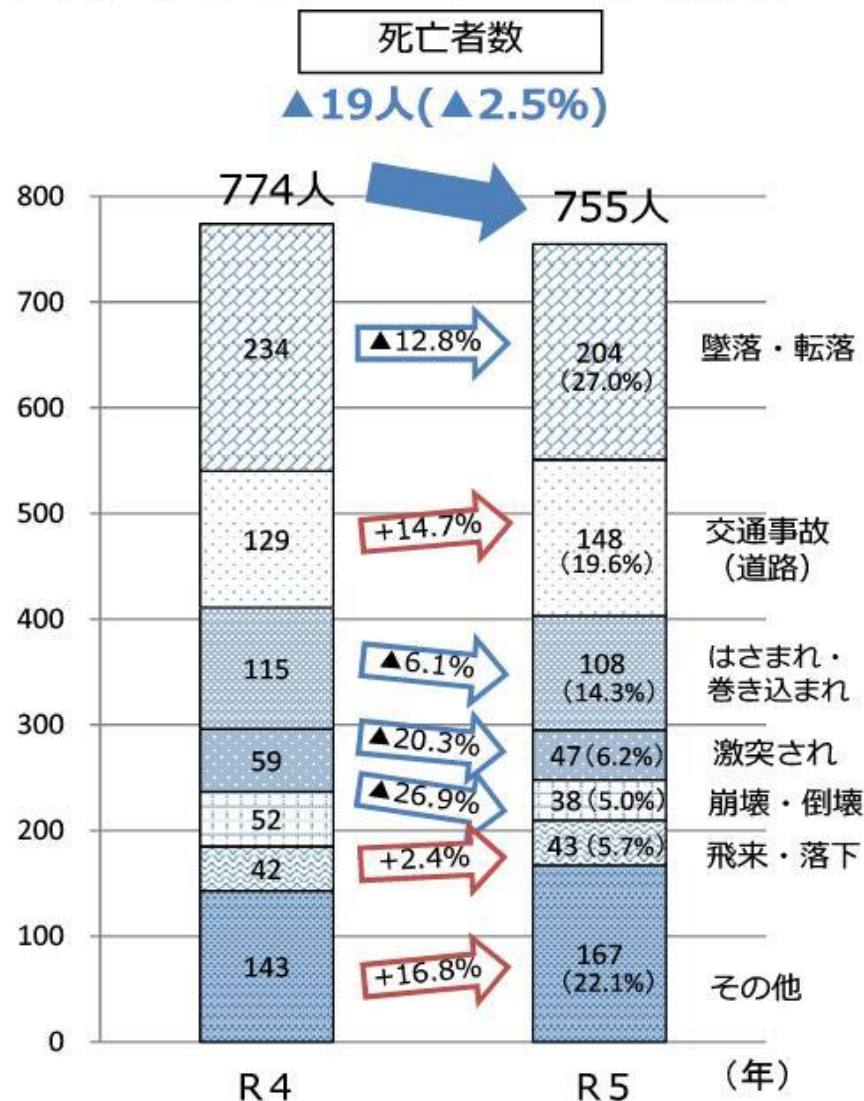


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症への対応による労働災害を除いたもの。

令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 業種別・署別労働災害発生状況 確定（新型コロナウイルス感染症を除く）

愛媛労働局

業種別	局 署 別		局		増 減		松 山		新 居 浜		今 治		八 幡 浜		宇 和 島	
	5年	4年	件数	増減率	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年
全 業 種	(10) 1550	(12) 1517	+33	+2.2%	(3) 658	(2) 585	(4) 426	444	(1) 186	(3) 194	(2) 169	(5) 178	111	(2) 116		
製 造 業	412	(4) 403	+9	+2.2%	113	92	154	165	77	(3) 82	44	(1) 53	24	11		
製 造 業	食 料 品 製 造 業	111	96	+15	+15.6%	49	35	21	21	4	10	27	24	10	6	
	繊 維 工 業	11	13	-2	-15.4%	1		4	3	6	9		1			
	そ の 他 の 繊 維 製 品	5	5	±0	±0	1		2	1	2	4					
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	24	31	-7	-22.6%	12	14	6	6		1	6	10			
	家 具 ・ 装 飾 品 製 造 業		4	-4	-100.0%		2				1		1			
	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	24	19	+5	+26.3%	1	1	22	18			1				
	紙 加 工 品 製 造 業	23	26	-3	-11.5%	1	2	22	24							
	印 刷 ・ 製 本 業	5	6	-1	-16.7%		1	2	4	3					1	
	化 学 工 業	18	12	+6	+50.0%	3	4	10	7		1	2		3		
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	13	19	-6	-31.6%	3	3	1	5	3	3	5	7	1	1	
	鉄 鋼 業	8	5	+3	+60.0%	1		7	5							
	非 鉄 金 属 製 造 業	2	6	-4	-66.7%	1		1	6							
製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	58	43	+15	+34.9%	13	6	24	22	18	15	1		2		
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	29	34	-5	-14.7%	10	10	16	19	2	4	1	1			
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	10	7	+3	+42.9%	6	3	3	2		1			1	1	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	47	(4) 46	+1	+2.2%	2	1	4	12	37	(3) 31		(1) 1	4	1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	3	-2	-66.7%		1			1	1				1	
	そ の 他 の 製 造 業	23	28	-5	-17.9%	9	9	9	10	1	1	1	8	3		
	建 設 業	3	3			1		1		1	2		1			
	建 設 業	(5) 170	(7) 206	-36	-17.5%	(2) 64	(1) 69	(3) 47	63	16	23	22	(4) 28	21	(2) 23	
	土 木 工 事 業	(1) 64	(4) 70	-6	-8.6%	(1) 23	23	10	18	4	8	17	(2) 9	10	(2) 12	
	建 築 工 事 業	(1) 70	(1) 82	-12	-14.6%	(1) 35	32	15	21	9	6	4	(1) 14	7	9	
	うち木造家屋建築工事業	13	22	-9	-40.9%	6	9	4	4		1	1	4	2	4	
	そ の 他 の 建 設 業	(3) 36	(2) 54	-18	-33.3%	6	(1) 14	(3) 22	24	3	9	1	(1) 5	4	2	
運 送 業	鉄 道 ・ 道 路 客 車 業	(1) 12	15	-3	-20.0%	7	8	3	4	(1) 2	3					
	道 路 貨 物 運 送 業	157	159	-2	-1.3%	73	84	55	37	11	14	11	19	7	5	
	貨 物 取 扱 業	17	11	+6	+54.5%	11	5	5	6	1						
	うち 港 湾 運 送 業	7	3	+4	+133.3%	2		4	3	1						
	農 業	35	49	-14	-28.6%	4	4	3	3	5	2	18	24	5	16	
	林 業	(1) 43	20	+23	+115.0%	10	7	5	3	1	1	(1) 15	7	12	2	
	漁 業 ・ 水 産 業	26	27	-1	-3.7%	3	3	4	3		4	11	5	8	12	
	卸 売 業	(2) 226	216	+10	+4.6%	115	105	(1) 57	56	23	29	(1) 14	9	17	17	
	うち 小 売 業	(1) 167	157	+10	+6.4%	90	75	(1) 38	41	18	22	8	6	13	13	
	金 融 広 告 業	13	10	+3	+30.0%	10	8	1	1	1				1	1	
	映 画 ・ 演 劇 業			±0	±0											
	通 信 業	通 信 業	32	21	+11	+52.4%	17	12	6	5	2	1	6	3	1	
教 育 研 究 業		20	19	+1	+5.3%	15	12	3	5	2			1		1	
保 健 衛 生 業		200	179	+21	+11.7%	106	85	48	46	20	20	18	16	8	12	
うち 社 会 福 祉 施 設		137	134	+3	+2.2%	72	63	36	32	9	15	13	13	7	11	
娯 楽 業		71	63	+8	+12.7%	40	34	12	17	15	4	2	2	2	6	
うち 飲 食 店		42	39	+3	+7.7%	24	21	9	13	7	1	1	2	1	2	
清 掃 と 畜 産 業		(1) 54	65	-11	-16.9%	(1) 36	35	9	17	5	7	2	1	2	5	
官 公 庁			1	-1	-100.0%				1							
そ の 他 の 事 業		59	(1) 50	+9	+18.0%	33	(1) 22	13	12	4	2	6	9	3	5	

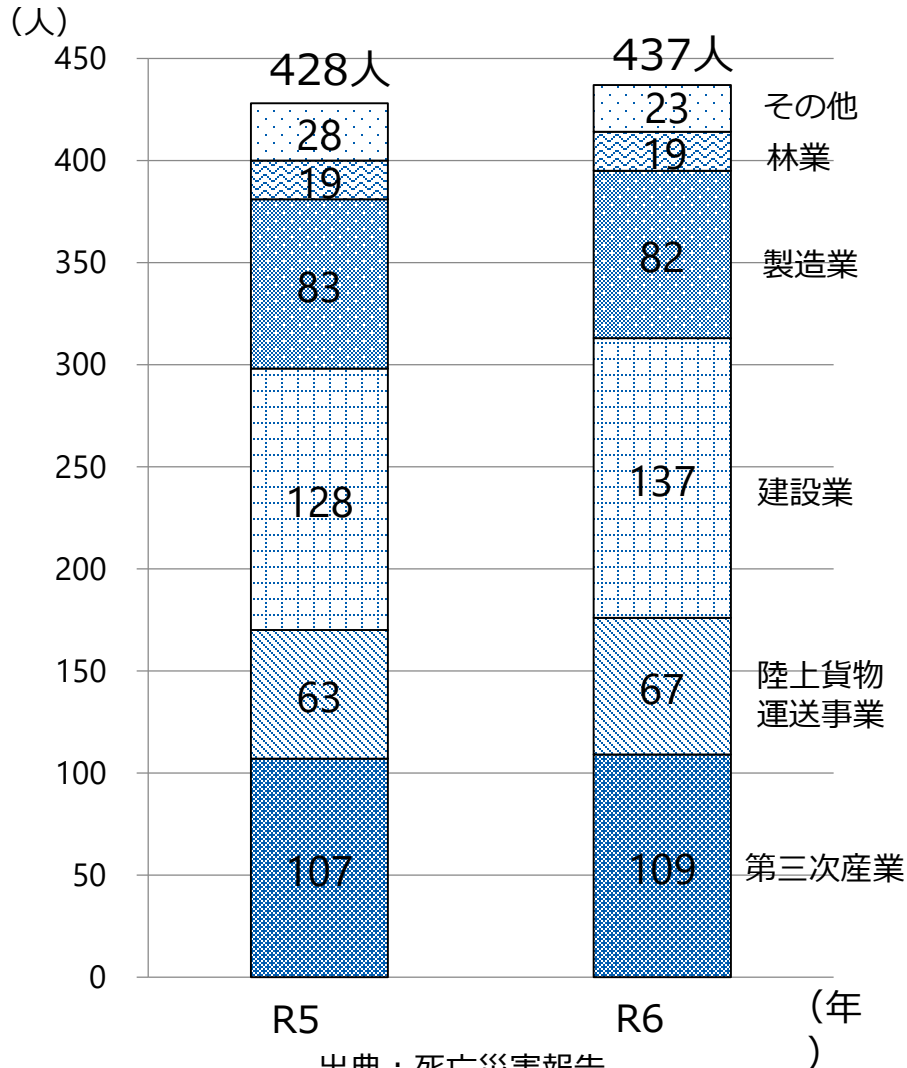
※労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を表し内数である。

令和6年労働災害発生状況（令和6年9月速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年8月31日までに発生した労働災害について、令和6年9月9日までに報告があったものを集計したもの

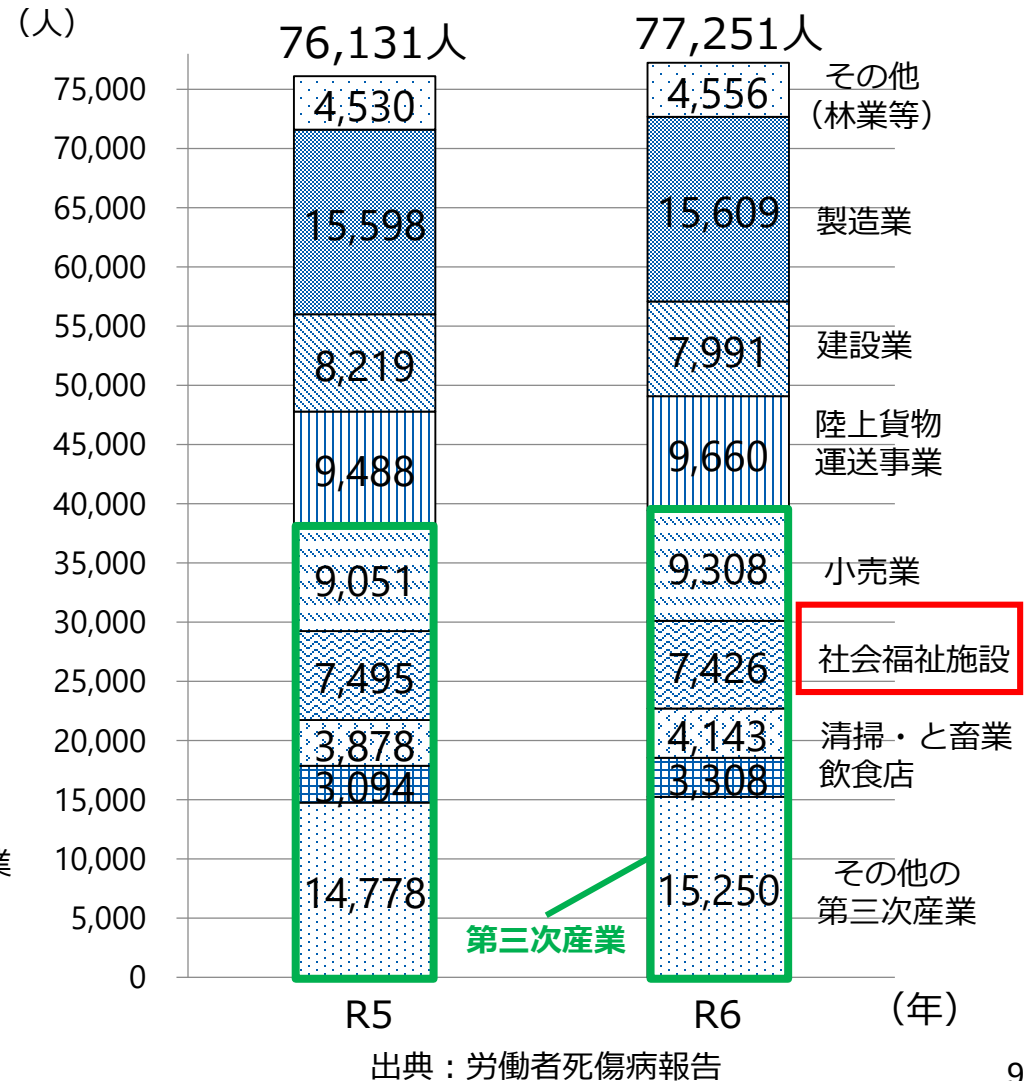
死亡災害

437人、前年同期比 +2.1%



休業4日以上之死傷災害

77,251人、前年同期比 +1.5%



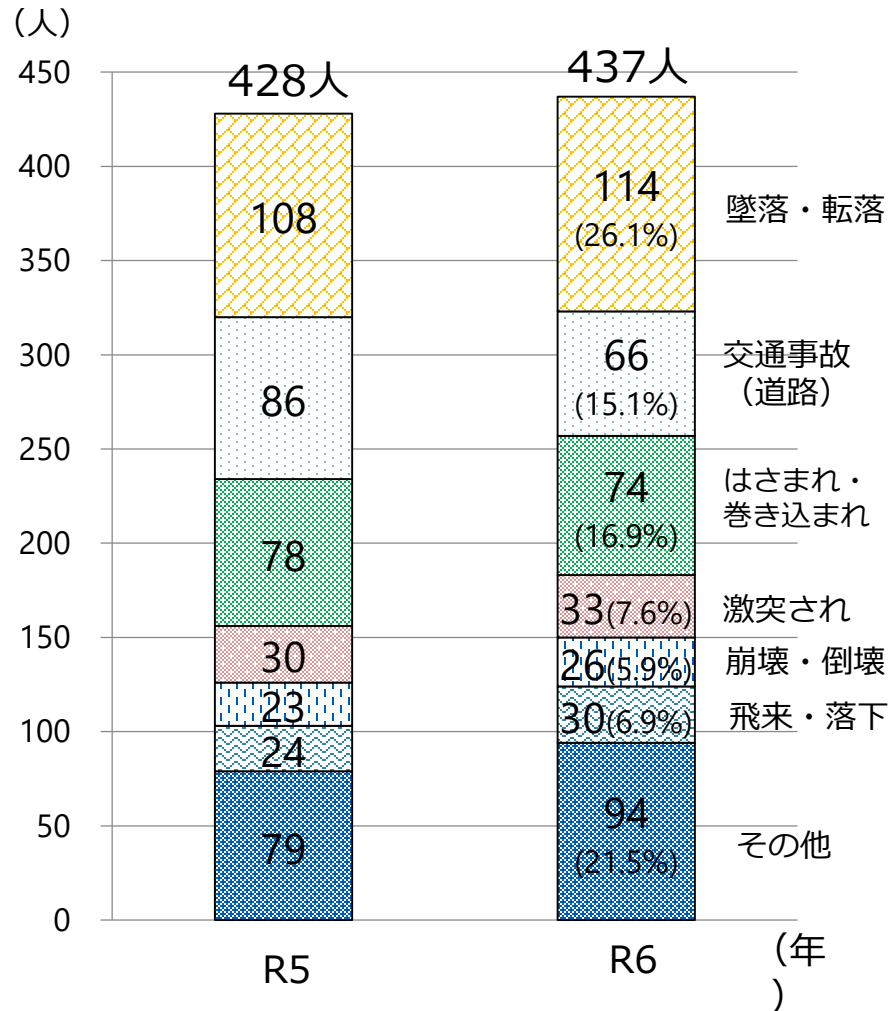
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和6年労働災害発生状況（令和6年9月速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年8月31日までに発生した労働災害について、令和6年9月9日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

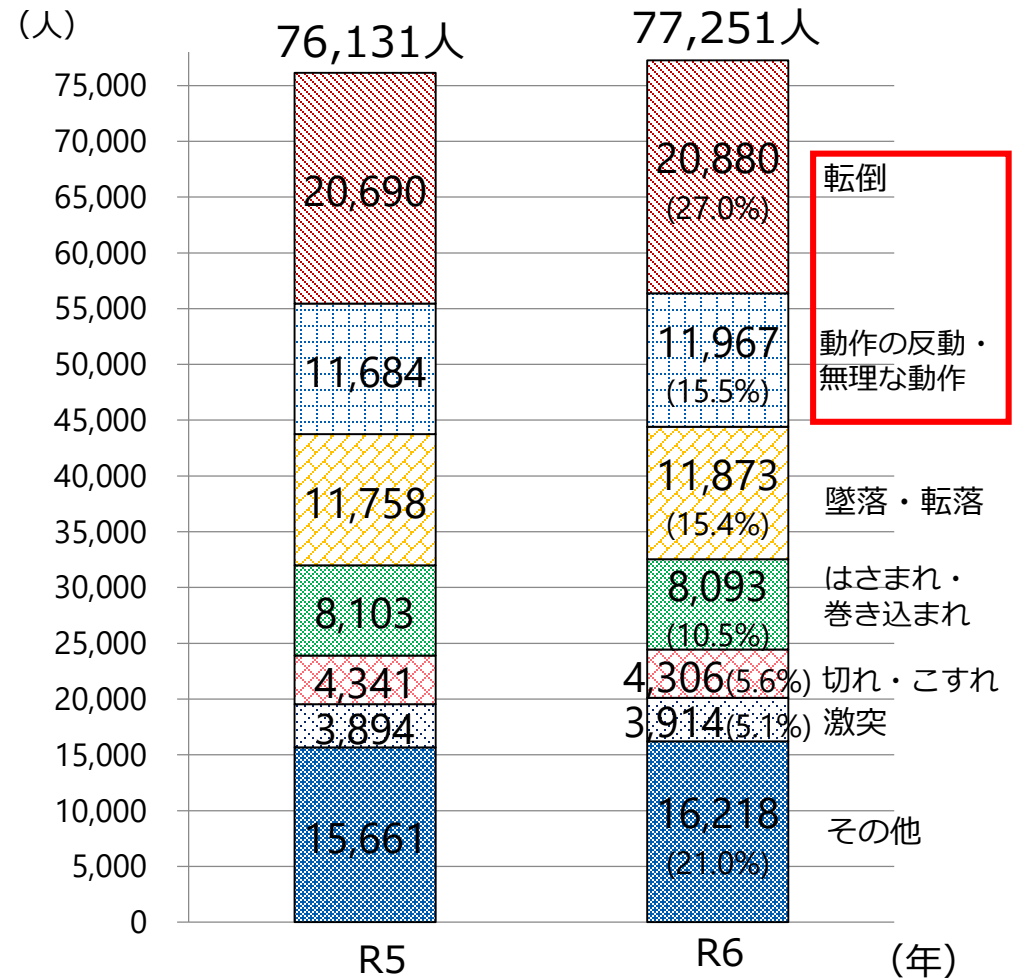
437人、前年同期比 +2.1%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

77,251人、前年同期比 +1.5%



出典：労働者死傷病報告

業種別	局 署 別	局		増 減		松山		新居浜		今治		八幡浜		宇和島	
		6年	5年	件数	増減率	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年
全 業 種		(7) 1031	(8) 1061	-30	-2.8%	419	(2) 445	(2) 276	(4) 307	(3) 133	(1) 131	(2) 131	(1) 97	72	81
製 造 業		(3) 283	291	-8	-2.7%	81	73	(1) 102	117	(1) 48	58	(1) 37	27	15	16
食料品製造業		72	71	+1	+1.4%	32	33	11	13	7	4	18	15	4	6
繊維工業業		4	9	-5	-55.6%	2	1		3	2	5				
その他の繊維製品		3	3	±0	±0	1	1	2	1		1				
木材・木製品製造業		18	15	+3	+20.0%	5	7	5	4			7	4	1	
家具・装飾品製造業		1		+1	+100.0%	1									
パルプ・紙製造業		(1) 15	20	-5	-25.0%		1	14	18			(1) 1	1		
紙加工品製造業		22	15	+7	+46.7%	2		20	15						
印刷・製本業		2	5	-3	-60.0%	1		1	2		3				
化学工業業		9	13	-4	-30.8%	4		5	8				1		1
窯業・土石製品製造業		15	7	+8	+114.3%		2	2	1	2	1	9	3	2	
鉄 鋼 業		5	5	±0	±0	1	1	4	4						
非鉄金属製造業		4	2	+2	+200.0%	1		3	2						
金属製品製造業		(1) 35	41	-6	-14.6%	6	8	(1) 12	21	15	9		1	2	2
一般機械器具製造業		25	21	+4	+19.0%	8	5	14	14	2	1	1	1		
電気機械器具製造業		5	10	-5	-50.0%	3	6	2	3						1
輸送用機械器具製造業		(1) 29	40	-11	-27.5%	2	1	4	3	(1) 19	32	1		3	4
電気・ガス・水道業		1	1	±0	±100.0%			1			1				
その他の製造業		18	13	+5	+38.5%	12	4	2	5	1	1		1	3	2
建 設 業		1		+1	+100.0%							1			
建築工事業		(2) 110	(5) 113	-3	-2.7%	34	(2) 40	28	(3) 32	(1) 21	10	(1) 17	14	10	17
土木工事業		(1) 34	(1) 43	-9	-20.9%	13	(1) 14	4	6	6	4	(1) 8	10	3	9
建設工事業		47	(1) 47	±0	±0	16	22	13	(1) 12	9	5	4	3	5	5
うち木造家屋建築工事業		8	9	-1	-11.1%	2	3	1	3	2			1	3	2
その他の建設業		(1) 29	(3) 23	+6	+26.1%	5	(1) 4	11	(2) 14	(1) 6	1	5	1	2	3
鉄道・道路旅客業		19	(1) 10	+9	+90.0%	13	6	3	2	1	(1) 2	1		1	
道路貨物運送業		(1) 106	117	-11	-9.4%	54	53	(1) 21	41	12	10	11	7	8	6
貨物取扱業		6	12	-6	-50.0%	2	8	2	3	2	1				
うち港湾運送業		3	5	-2	-40.0%		1	1	3	2	1				
農 業		17	16	+1	+6.3%	4	2	3	1	1	3	4	5	5	5
林 業		15	(1) 34	-19	-55.9%	5	9	1	5	1	1	5	(1) 9	3	10
畜産・水産業		15	21	-6	-28.6%		3	1	4			8	7	6	7
商 業		147	(1) 147	±0	±0	68	74	41	(1) 37	14	16	17	9	7	11
うち小売業		112	(1) 105	+7	+6.7%	52	55	33	(1) 25	10	11	12	6	5	8
金融広告業		12	5	+7	+140.0%	7	4	4	1	1					
映画・演劇業				±0	±0										
通信業		20	26	-6	-23.1%	11	15	3	5	3	2	3	4		
教育研究業		7	19	-12	-63.2%	2	14	3	3	2	2				
保健衛生業		142	129	+13	+10.1%	65	71	37	31	18	12	15	10	7	5
うち社会福祉施設		105	90	+15	+16.7%	47	47	27	25	11	5	14	8	6	5
サービス業		57	46	+11	+23.9%	33	27	10	8	4	8	7	2	3	1
うち飲食店		40	27	+13	+48.1%	24	16	7	6	3	4	4	1	2	1
娯楽と宿業		41	37	+4	+10.8%	26	23	9	8	1	4	2		3	2
官 公 署		2		+2	+200.0%			2							
その他の事業		(1) 31	38	-7	-18.4%	14	23	6	9	(1) 4	2	3	3	4	1

※労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を表し内数である。

社会福祉施設の労働災害発生状況（全国）

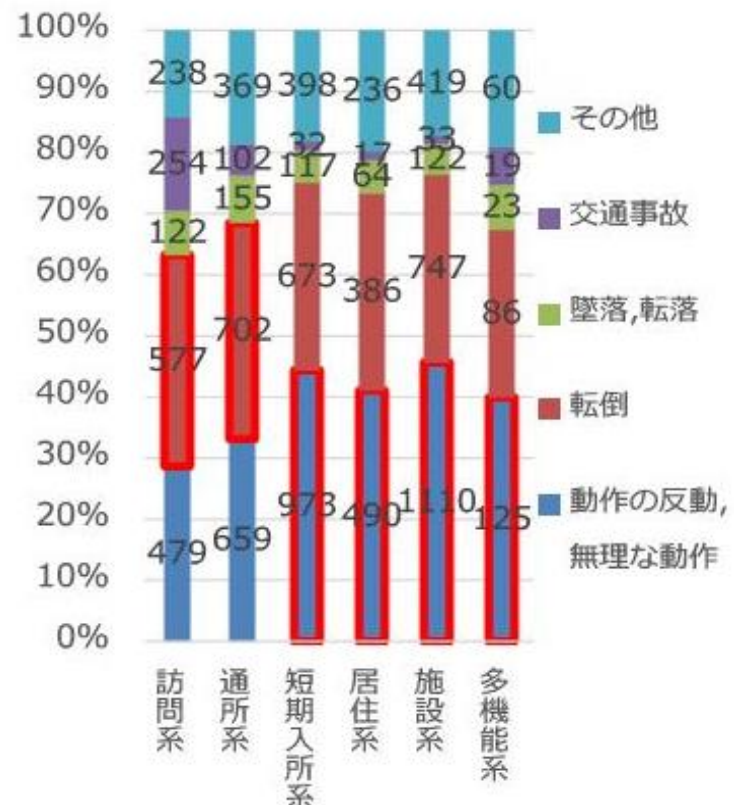
- 社会福祉施設の労働災害（休業4日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
- 事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況

社会福祉施設のサービス系統別死傷者数

社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数

全体の労働災害は、
休業4日以上の労働災害の**約4倍**



※1 令和元年労働者死傷病報告より
 ※2 令和元年度労働者災害補償保険事業年報より
 (新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計)

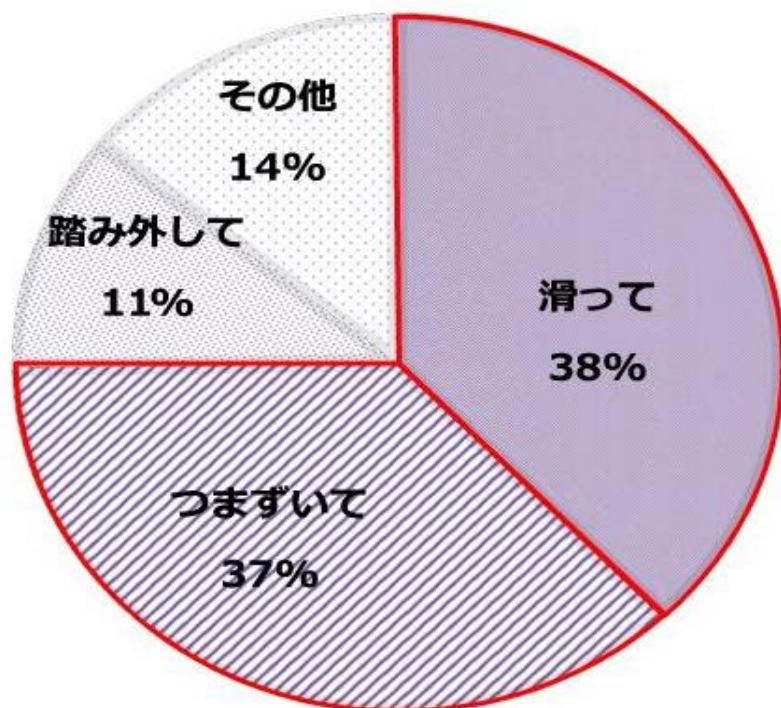
出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件をサービス系統別で分類を行った結果、分類できた6,776件について、事業場のサービス系統別に“延べ件数”（複数のサービスを提供している事業場は各系統でカウント）を集計したもの。提供されているサービスが不明なものを除く。

社会福祉施設の労働災害発生状況（全国）

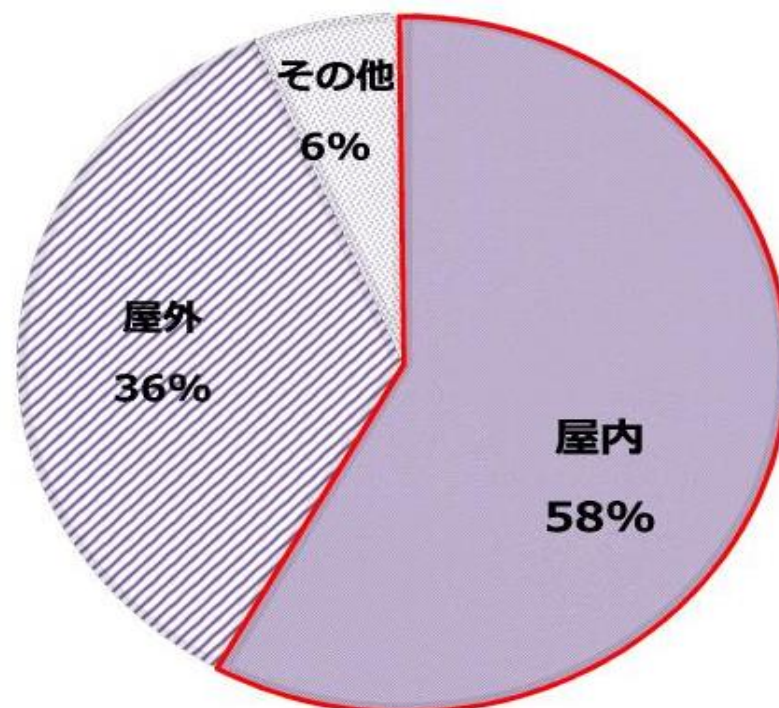
社会福祉施設における「転倒」

- 社会福祉施設における転倒を要因別にみると滑りによるものが38%、つまづきによるものが37%
- 場所別にみると、屋内での転倒が58%、屋外での転倒が36%

転倒 要因別



転倒 場所別



社会福祉施設の労働災害発生状況（全国）

社会福祉施設における「動作の反動・無理な動作」

社会福祉施設における「動作の反動・無理な動作」

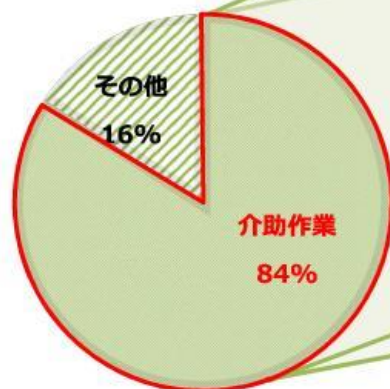
- 社会福祉施設における動作の反動・無理な動作を作業別にみると介助作業での被災が84%
- 介助作業をより細かく分類すると、ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%
- 介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、一人介助での被災が89%

事故の型別

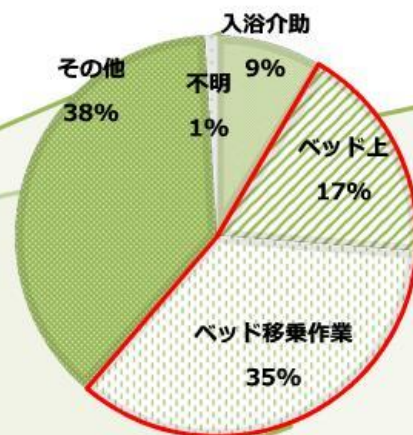


出典：令和元年労働者死傷病報告より。

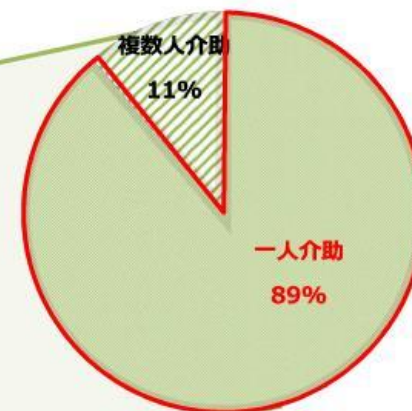
動作の反動・無理な動作 作業別



動作の反動・無理な動作 介助作業別



動作の反動・無理な動作
一人介助・複数人介助別

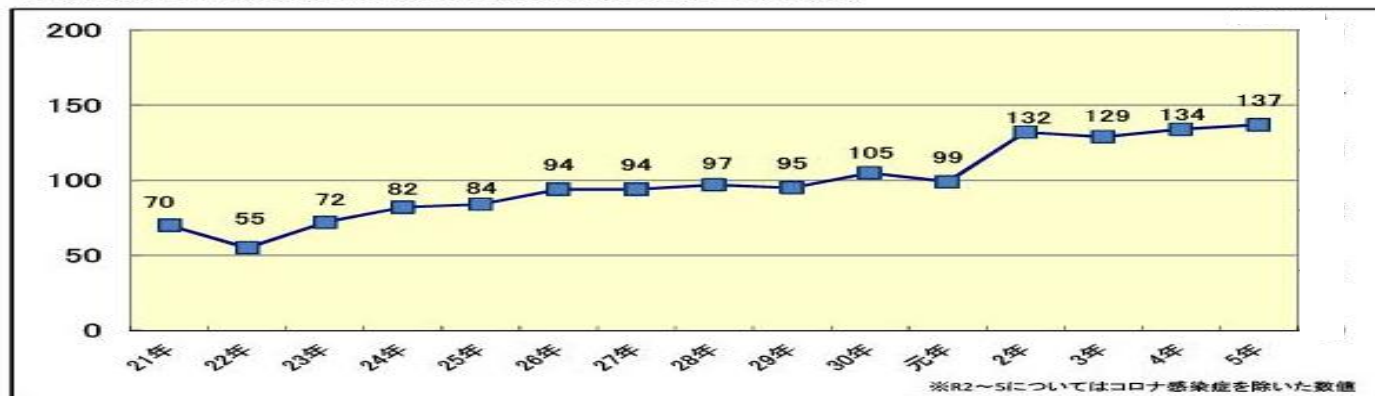


出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上労働災害10,045件から抽出した767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの。

社会福祉施設における労働災害発生状況（愛媛労働局）

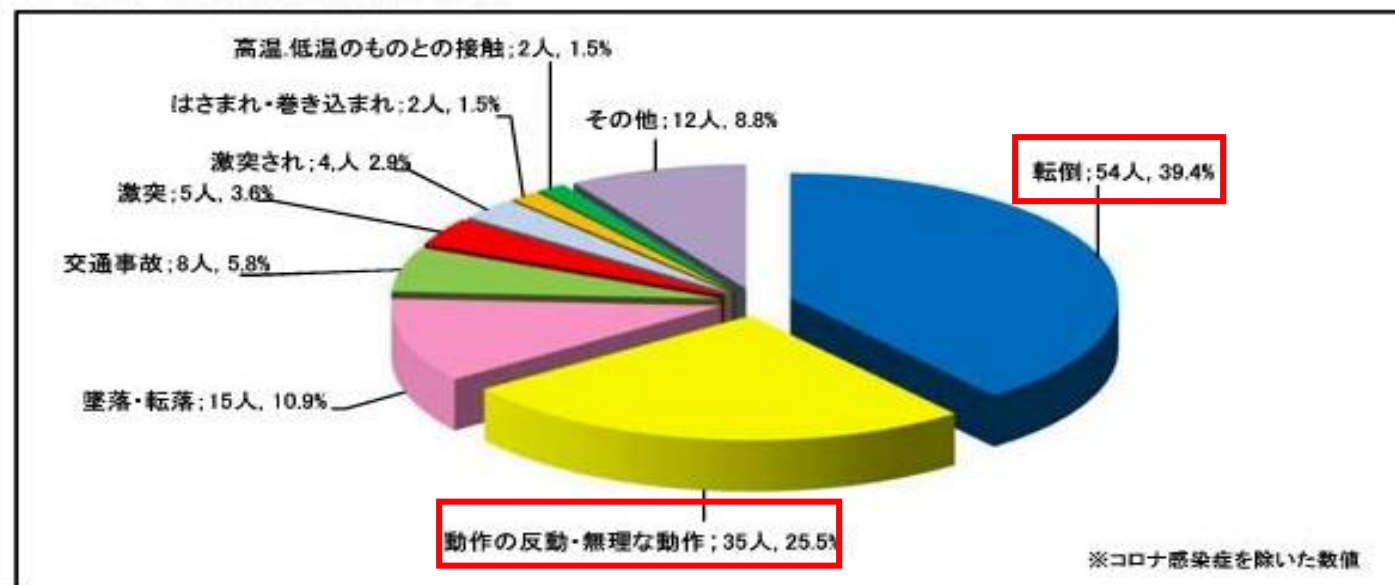
1. 労働災害の推移（労働災害の推移）

1. 労働災害件数の推移(死傷者数は休業4日以上 の件数)



2 事故の型別の推移（社会福祉施設 令和元年から令和5年の死傷者数）

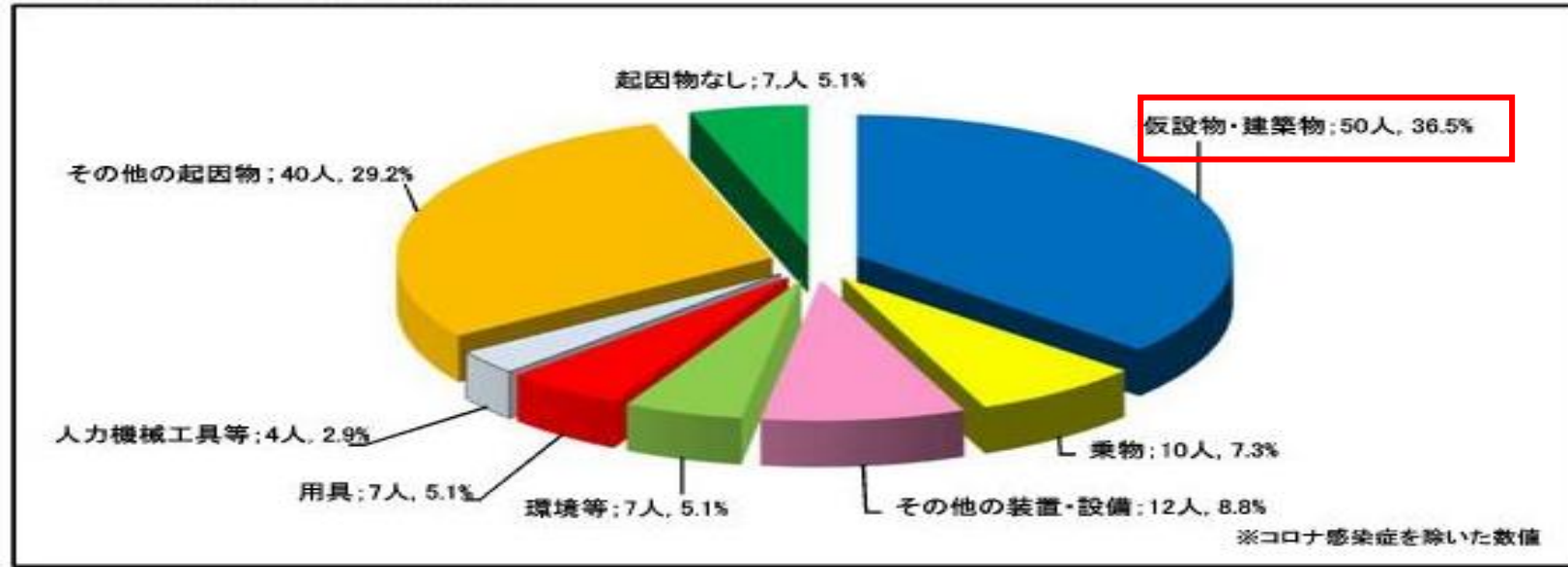
2. 令和5年事故の型別発生状況



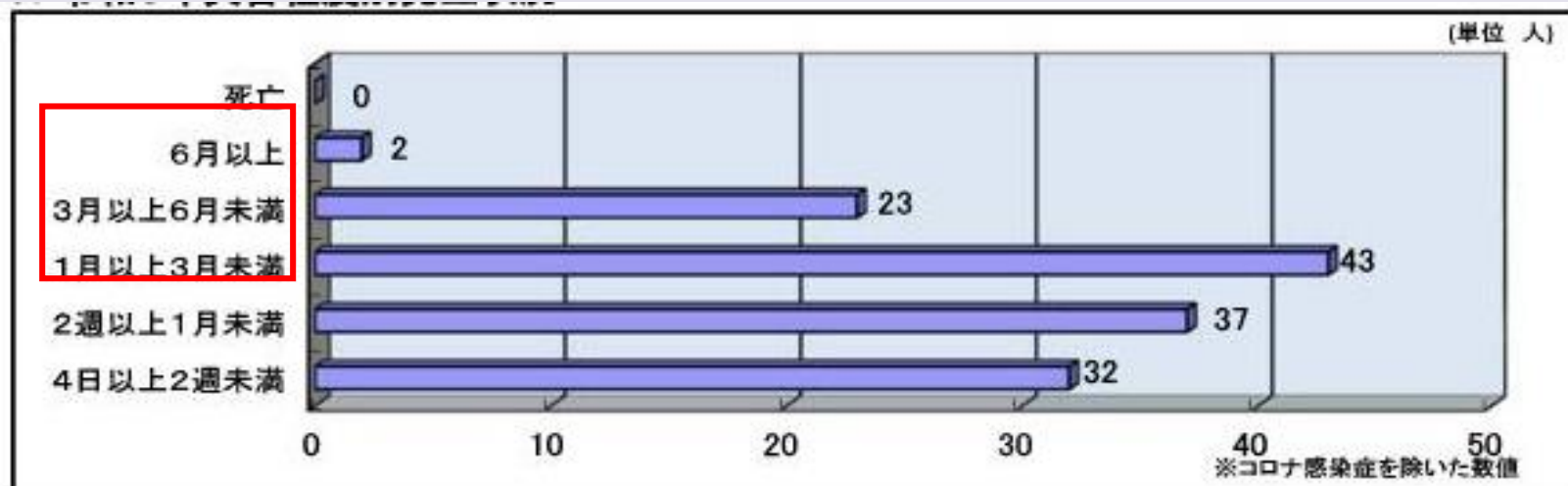
社会福祉施設における労働災害発生状況（愛媛労働局）

3 起因物別の推移（社会福祉施設 令和元年から令和5年の死傷者数）

3. 令和5年起因物別発生状況

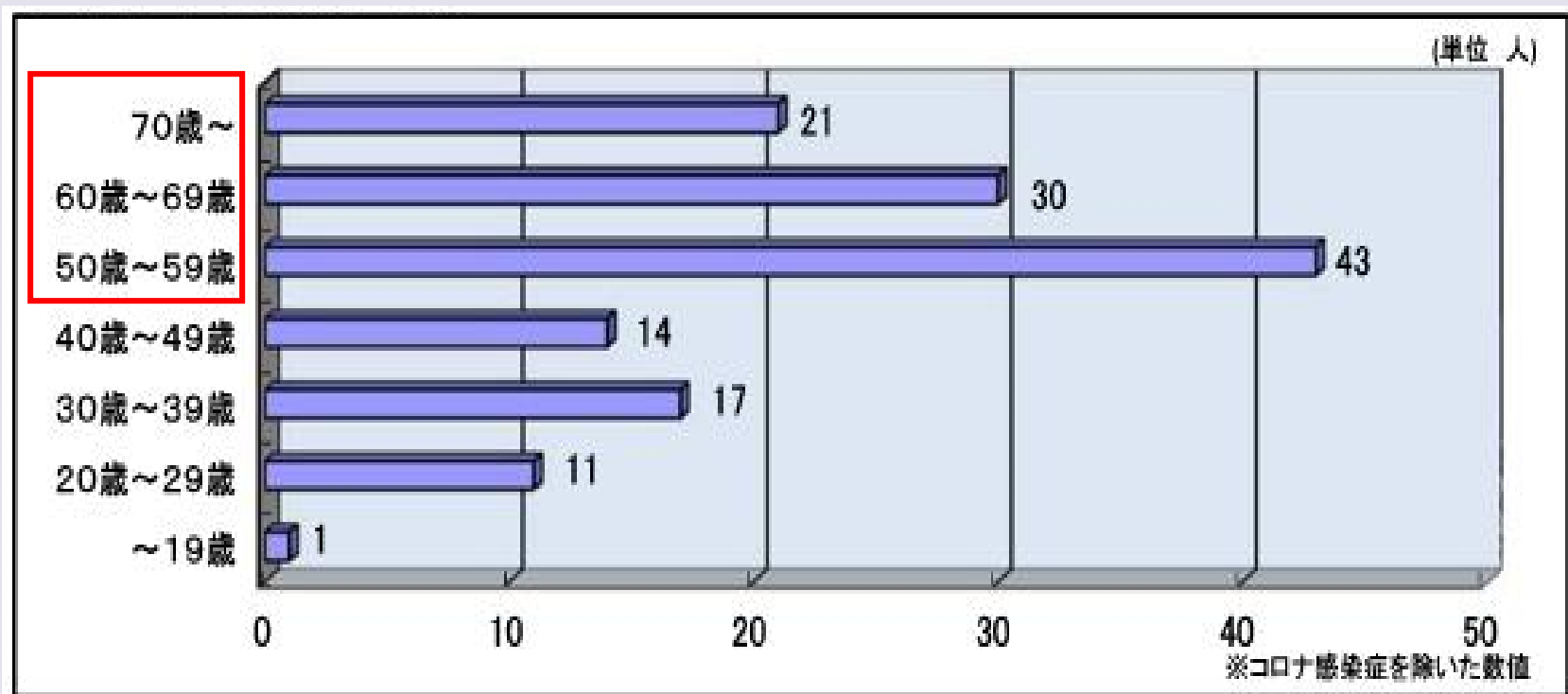


4 災害程度別推移（社会福祉施設 休業4日以上死傷者数）



社会福祉施設における労働災害発生状況（愛媛労働局）

4 年齢階層別推移（社会福祉施設 休業4日以上死傷者数）



第14次労働災害防止計画の概要（全国）

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

愛媛第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)(令和5年度推進状況)

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。(55.8%達成) ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。(72.1%未達成)	・増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。
・腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。(47.7%未達成)	・腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。(49.7%未達成)	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。(47.6%未達成)	・外国人労働者の死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進 ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする(94.5%達成)	・道路貨物運送業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。(85.4%達成)	・建設業の死亡者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに1人以下とする。
・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。(90.5%達成)	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。(96.3%達成)	・林業において愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）ゼロを達成する。

愛媛第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)(令和5年度進捗状況)

アウトプット指標	アウトカム指標
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする (70.7%未達成) ・50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。(35.3%未達成)	アウトカム指標は設定しない
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 ・危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。(63.5%未達成)	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を愛媛第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。(45.2%)	・熱中症による死亡者数を愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中に1人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、過去最少（令和3年8人）を更新する7人以下を達成する。
- ・死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上(令和5年は1%以上)減少する。

1

自発的に安全衛生対策に取り組むための 意識啓発

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重点事項ごとの具体的取組

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

* 国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

【SAFEコンソーシアム】【安全衛生優良企業公表制度】

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等



「健康経営の認定実績（2022年度）」

- 健康経営優良法人（大規模法人部門）：2,676件
- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）：14,012件



【SDGs (Sustainable Development Goals)】

目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉（ウェルビーイング）を促進する。

3.9：2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

8.8：移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避（軽減）
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上

重点事項ごとの具体的取組

② 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

愛媛労働局での自主的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発活動について

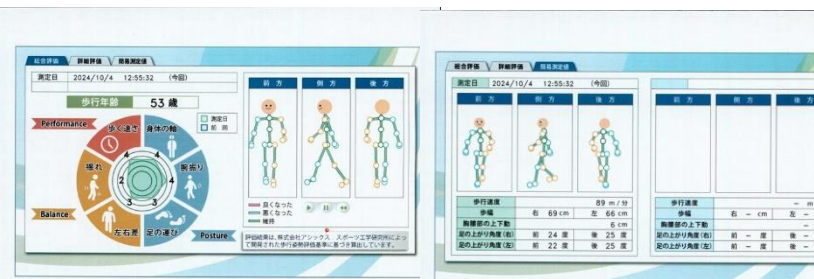
事業者及び労働者の安全に対する意識向上を図る取組として

近年は、産業用機械等の進化により、設備の欠陥等による労働災害は減少したが、人の行動による労働災害が多発傾向にある。

これらの行動災害は、主体的に安全衛生対策に取り組む必要がある。

◎ 安全体感教育の実施等を行う

いろいろな労働災害をAIを活用し、疑似体験を行うことができる。



この教育は、危険を疑似体感していた だくことで危険に対する感受性を高め 労働災害の防止につな げるための教育です

出張教育
を行っています
教材は全て持ち運び可能！
事務所、工場、現場、学校、どこにでも
講師と教材が出向いて教育いたします。

お客様にピッタリの教育を準備できます！

- 1 教育時間、対象人数、教育項目の選択、全て自由!!
お客様の現場に合わせて、設備の状況、指導者を選べるのができます。
敷金も返金も、お客様の都合に合わせて、柔軟に対応いたします。
- 2 教育内容のカスタマイズが可能!!
お客様の現場にあった教育内容を、お客様の現場に合わせて、柔軟に対応いたします。
- 3 体感だけじゃない、安全の本質を学ぶ教育!!
一歩の踏み違い、一瞬の集中力不足、安全の本質を学ぶ教育です。

☎ 受入教育 愛媛県内全域で、貴社の得意先、お客様の受入教育を行っています。

詳細はホームページをご覧ください

お問い合わせからお見積りまで無料で対応いたします!

QRコード

安全体感教育の状況について

歩行年齢測定体験の状況

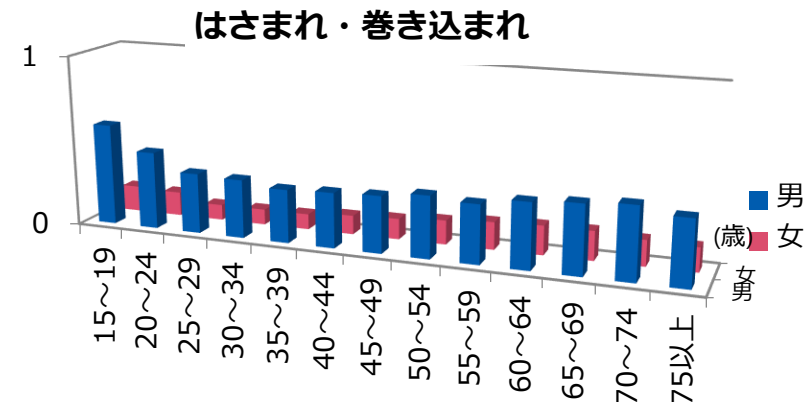
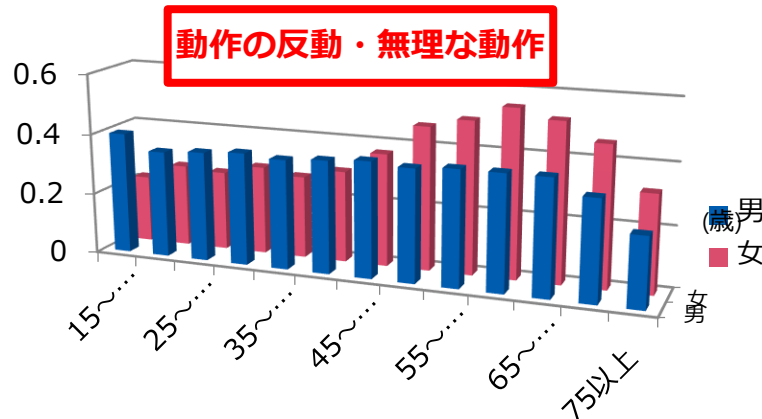
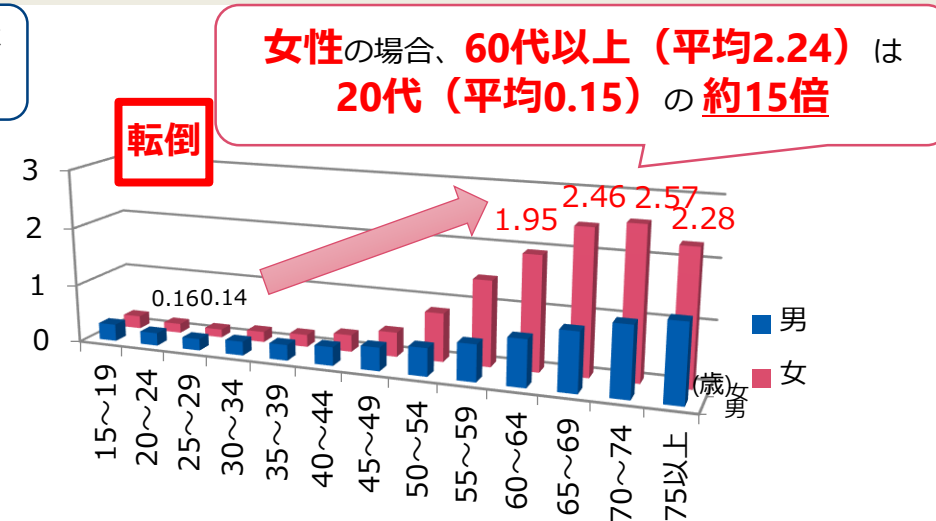
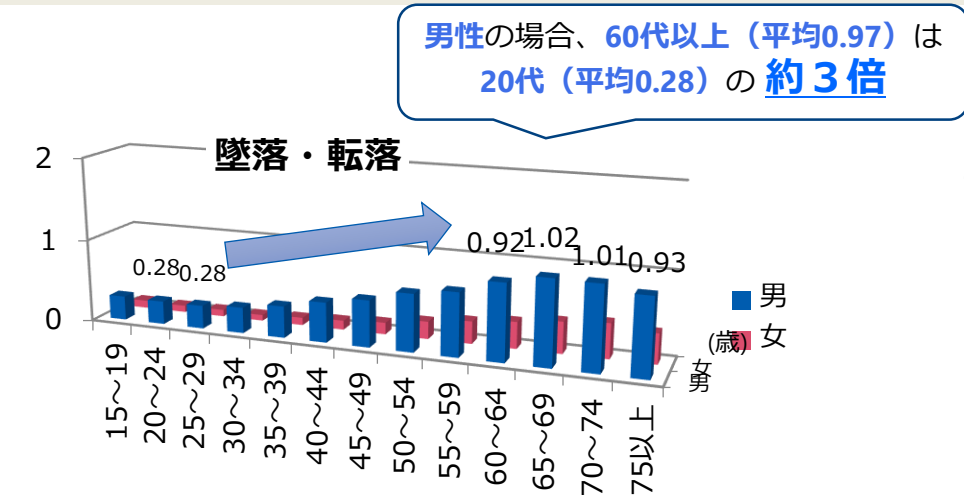


事故の型別毎の労働災害発生状況

■ 転倒は、**高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。**

■ **高年齢女性**の転倒災害発生率は**特に高い。**

⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題
(とりわけ中高年齢女性の転倒防止)



※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）
：労働力調査（基本集計・年次・2021年）

労働災害の事例紹介②

【ケース：社会福祉施設】

他の病室に移動中に、廊下を歩行していたところ



床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒



右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

《労働災害の発生要因（推察）》

被災者は高年齢女性であり、身体機能（骨密度・体幹等）の低下によるものも一因と推察される。

重点事項ごとの具体的取組

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

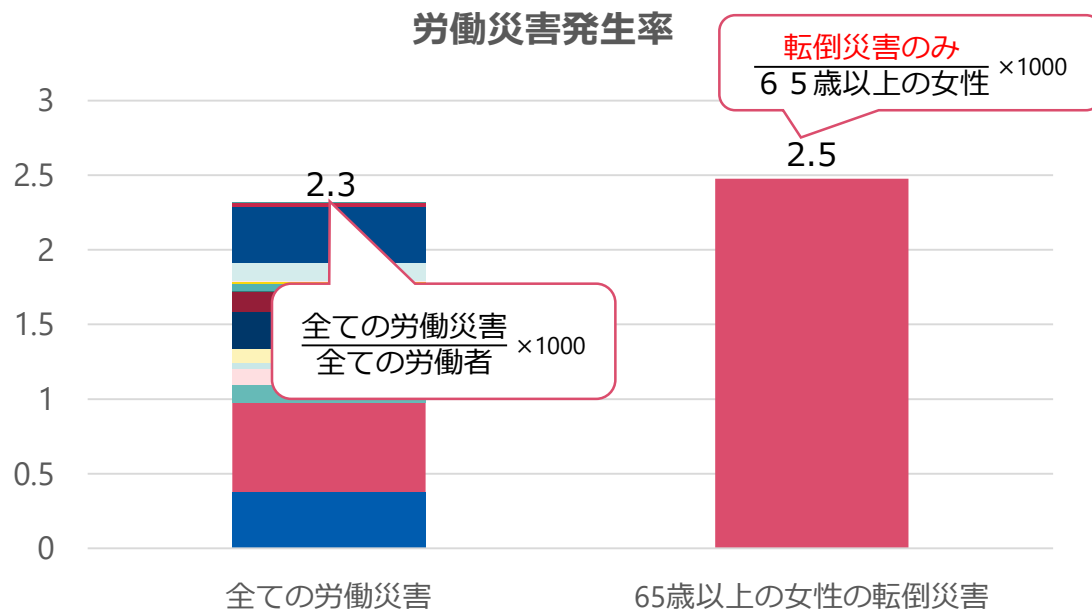
事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

①：転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、**対策を講ずべきリスク**であることを認識する。

■ 転倒災害の発生率

高齢女性は、転倒災害の発生率だけで、全労働者の全ての労働災害の発生率よりも高い。

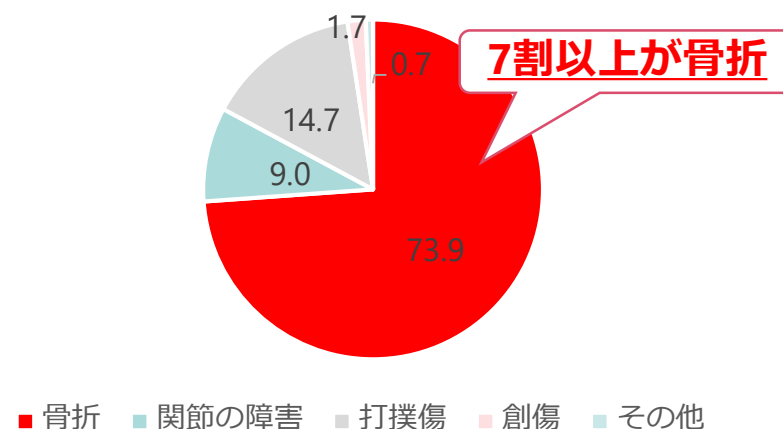
労働災害発生率



■ 転倒災害のリスク

中高年齢女性は、骨密度の低下により、骨折しやすいため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。

50歳以上の女性における転倒災害の傷病性質内訳



全ての労働者の
転倒災害による**平均休業見込日数**は**47日**（令和3年）

重点事項ごとの具体的取組

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

②：転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（**転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等**、**骨粗しょう症検診の受診勧奨**等のソフト対策）に取り組む。

■ 転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) = 評価

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66 ~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒 評価

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~	45 ~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm 評価

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40 ~

④ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒 評価

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1 ~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒 評価

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~

II 質問票（身体特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみ中、正面向き歩行時にふらつき、よけて歩きますか	☐		点	① 歩行能力・筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	☐		点	② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する反応は早いですか	☐		点	③ 動的バランス
4. 歩行中、小さく段差に足を引っ掛けたとき、すべり防止の足はありますか	☐		点	④ 静的バランス（開眼）
5. 歩行中、小さく段差に足を引っ掛けたとき、すべり防止の足はありますか	☐		点	④ 静的バランス（開眼）
6. 一直線に歩いたとき、つま先で歩ける距離はありますか	☐		点	⑤ 動的バランス
7. 履き替えて歩くと足が疲れる感じがしますか	☐		点	⑥ 静的バランス（開眼）
8. 電車で歩くと、つらさに気づく感じがしますか	☐		点	⑦ 動的バランス
9. 履き替えて歩くと足が疲れる感じがしますか	☐		点	⑧ 静的バランス（開眼）

合計点数 評価値

合計点数	評価値
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
（Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体特性）は赤字で記入）

身体機能計測の評価数値を
黒のレーダーチャートに黒字で記入

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー

厚生労働省 毎日3分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

労働者（中高年齢の女性を中心に）の転倒災害防止

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
➤ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
➤ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➤ 適切な通路の設定
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➤ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

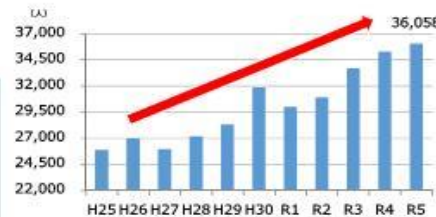
- 凍結した通路等で滑って転倒
➤ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➤ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➤ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒
➤ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

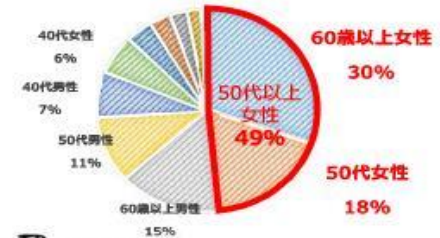
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

⚠ 職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

- ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」

介護労働者の転倒災害防止

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 >走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 >事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 >送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 >設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 >介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 >労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

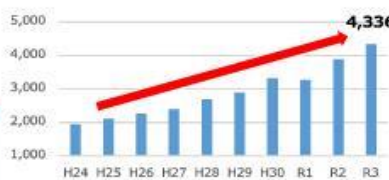
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 >防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
 >滑りにくい履き物を使用させる
 >脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- ごぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 >水、洗剤、油等がごぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 >送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

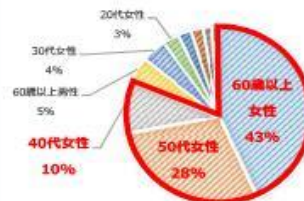
(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限100万円）を利用できます

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

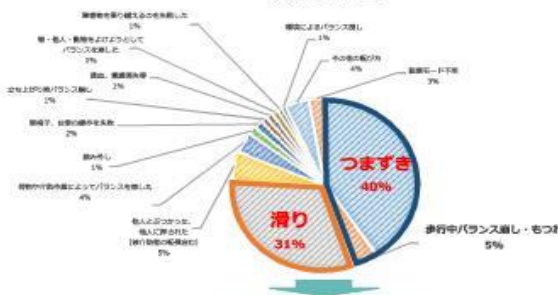
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 →「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 →対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
 →「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防 体力チェック



ロコチェック

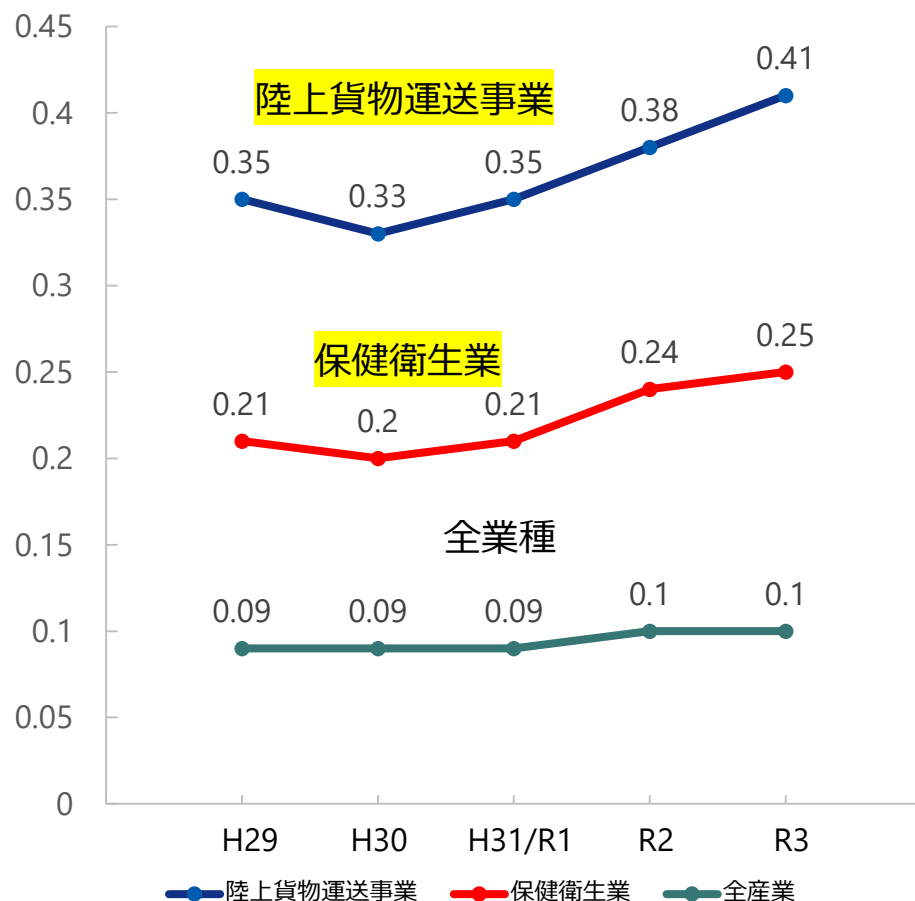


内閣府ウェブサイト

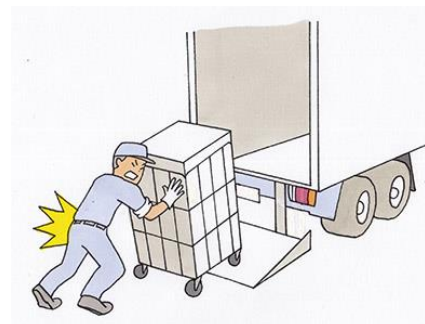
職場の腰痛災害を取り巻く現状

腰痛災害は、**陸上貨物運送事業、保健衛生業で多発**しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している

業種別 千人率



【陸上貨物運送事業の災害事例】



納品先で台車を使って運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に腰に痛みを感じた

被災者情報	
年齢、性別	20代、男性
休業日数	1か月
経験年数	1年

【保健衛生業の災害事例】



浴場に移送するため利用者を抱え上げようとして、腰に痛みを感じた直後動けなくなった

被災者情報	
年齢、性別	20代、女性
休業日数	3か月
経験年数	1か月以内

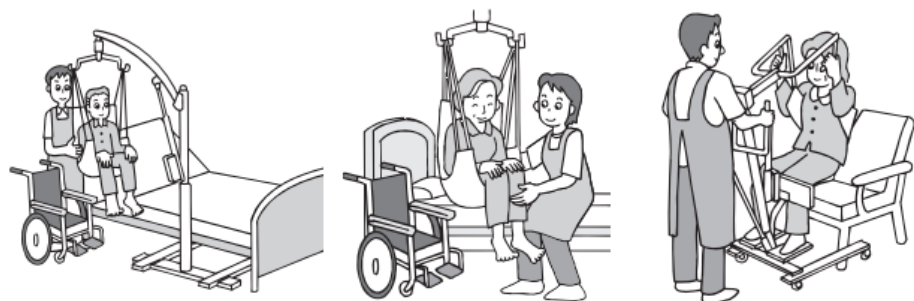
重点事項ごとの具体的取組

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

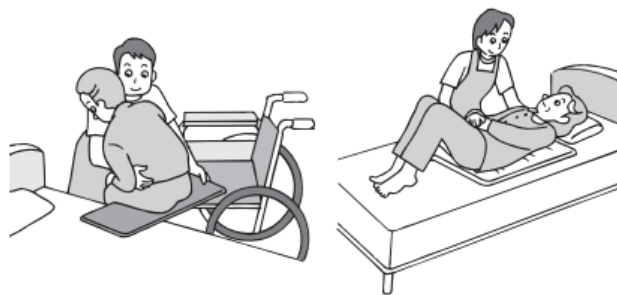
事業者に取り組んでももらいたいこと【作業に合った腰痛予防対策】

介護・看護：身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入

荷物取扱い：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、リフターや自動搬送装置を使う
重量物注意の警告表示を行っている 等



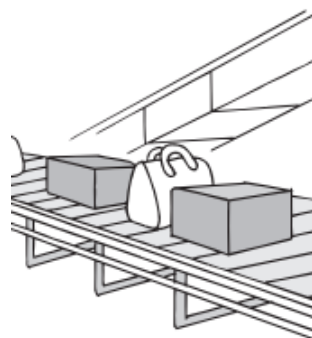
抱え上げない介護・看護で、腰痛を防止しましょう！



【スライディングボード】 【スライディングシート】



【リフター】



【自動搬送装置】



【重量物注意の警告表示】

アウトプット指標（2027年まで）

- ノーリフトケアを導入している事業場を2023年より増加（介護・看護作業）

アウトカム指標（2027年まで）

- 社会福祉施設での腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少

3

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 (エイジフレンドリーガイドライン及び補助金)

ひと、くらし、みらいのために

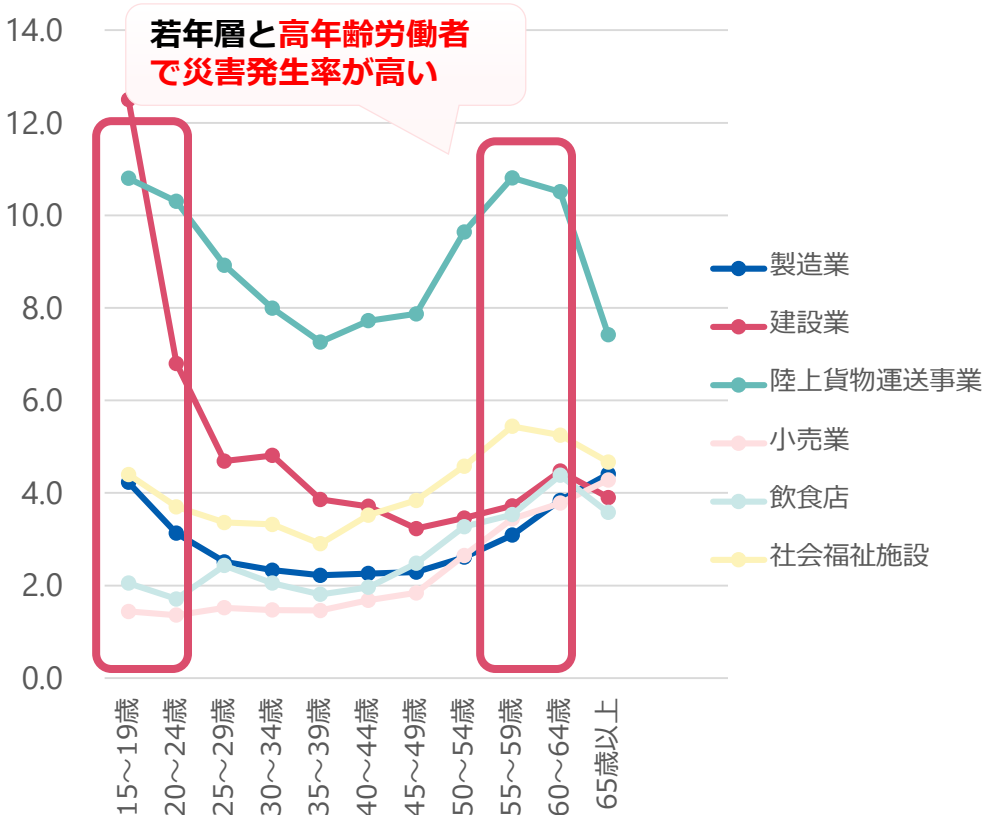


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

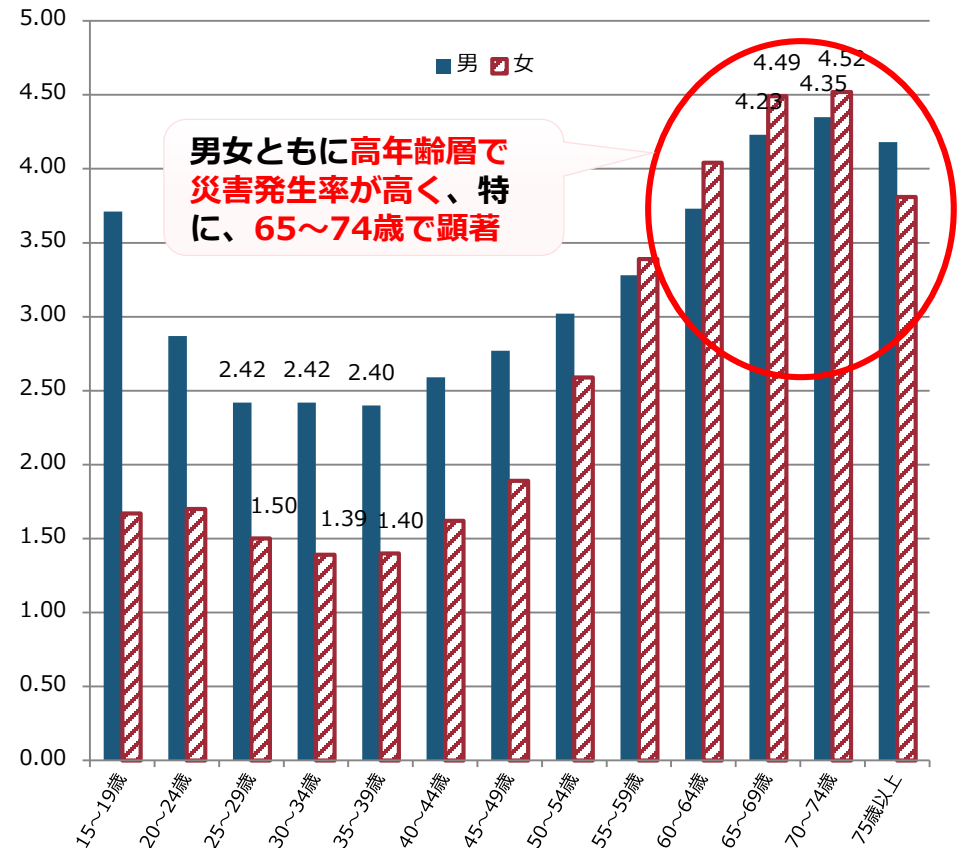
高年齢労働者の労働災害の特徴 年齢別・男女別・業種別の傾向

- 労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、**若年層と高年齢労働者で高い。**
- 65～74歳の労働災害発生率（千人率）を30歳前後の最小値と比べると、**男性で約2倍、女性で約3倍。**

年齢別・業種別 千人率



年齢別・男女別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）
 ※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 ※便宜上、15～19歳の死傷者数には14再以下を含めた。
 データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）



事業者に取り組んでもらいたいこと

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策 * 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

3：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

5：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける。

エイジフレンドリー補助金（ご案内）

■ 高齢労働者のための職場環境の改善に要した費用の一部を補助。 ※令和6年度の補助金は受付を終了しました。

対象となる事業者

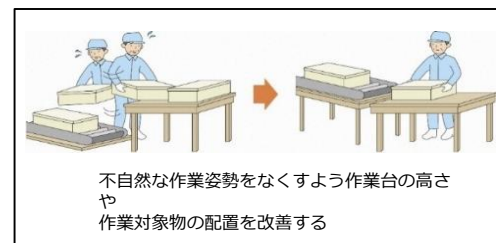
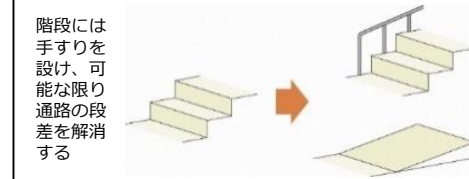
- 次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。
- （１）高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
 - （２）下表のいずれかに該当する中小企業事業者
 - （３）労働保険に加入している

業 種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

「高齢労働者の労働災害防止対策」、「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に加えて「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導」に対して補助（令和6年度）

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース 【新設】	コラボヘルスコース
対象事業者	- 労災保険加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること - 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している - 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	労働者を常時1名以上雇用していること（年齢制限なし）	
補助対象	1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等） （ア）転倒・墜落災害防止対策 （イ）重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策） （ウ）暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策） （エ）その他の高齢労働者の労働災害防止対策（交通事故防止対策）	労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費 （オ）「転倒防止」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施 （カ）「腰痛予防」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施 令和6年度から「補助率を3/4に引き上げ」、補助対象を60歳以上の労働者を雇用する中小事業者のみならず「全ての中小事業者」に拡充	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 （キ）健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 （ク）健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入 （コ）栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	補助率：3/4
補助上限額	上限額：100万円（消費税を除く）	上限額：100万円（消費税を除く）	上限額：30万円（消費税を除く）



高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（１）

健康診断情報等をデータ保存・管理し、医療保険者にデータを提供。個人情報に配慮しつつ、**保険者と連携して**、疾病予防、健康づくりなどの**コラボヘルス（*）を実施**

* 事業者が保険者と連携した健康保持増進。国は、コラボヘルス推進のための費用の一部をエイジフレンドリー補助金にて支援

- ① 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、**事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策**（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）**を各部門ごとに提案**することで、具体的な取組みにつながられた。
- ② 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、**喫煙率が4年間でマイナス5%**となった。



- ・経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、**従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。**
- ・その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス※の取組の活性化を図る。**

* 健康スコアリングレポートの概要

- ・各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。
- ・厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し、NDB（＊）データから保険者単位のレポートを作成の上、約1,400の全健保組合及び20の国家公務員共済組合に対して通知。（2018年度実績）（＊）National Data Base（レシピ情報・特定健診等情報データベース）



重点事項ごとの具体的取組

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでももらいたいこと

介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいだけでなく、つまづいたり転んだりすること減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の 整理整頓



危険箇所の 見える化



持ち物の 制限



作業場所の 清掃



手すりの 設置



一人介助の 禁止



毎日の運動



滑りにくい 靴の着用



最新機器の 導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



4

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和 7 年（2025 年）1 月 1 日施行

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

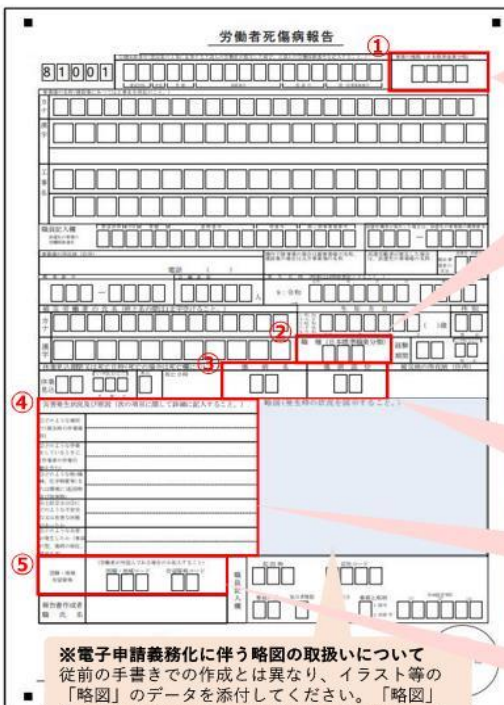
労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。



①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

